

用語解説集



= あ行 =

■ 1日最大給水量（いちにちさいだいきゅうすいりょう） P.5

年間の一日給水量のうち最大なものをいう。

■ 1日平均給水量（いちにちへいきんきゅうすいりょう） P.5

年間総給水量を年日数で除したものをいう。

■ 遠方監視システム（えんぼうかんししすてむ） P.22

遠方に設置された施設および設備機器を、制御所からテレメータ等による監視および操作設備によって監視制御すること。1箇所の制御所から複数の被制御所を管理することができるため、大幅な省力化と集中化を進める上で、今日では施設管理上欠かせない設備となっている。

■ OJT（On-the-Job Training） P.41

企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法のひとつで職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動。

■ オゾン活性炭処理施設（おぞんかっせいたんしよりしせつ） P.9

オゾン処理と粒状活性炭処理を組み合わせた高度な処理を行う浄水施設及び貯水池における水質改善装置ならびにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

オゾンは酸化力が強く、原水中の異臭味物質等を分解する働きがあり、富栄養化によるかび臭が問題となっている浄水場などで導入実績が多い。

オゾン処理の後段には、粒状活性炭によるろ過施設を設けることによって、水中に残存する溶解性の不純物等を除去する。

= か行 =

■ 可とう管（かとうかん） P.15

自由に曲げることができる（可とう性がある）管。地盤沈下や地震などの影響により管路に作用する力に対し、その力を軽減させ、管路の安全、安定を確保するために使用する。

■ 簡易水道事業（かんいすいどうじぎょう） P.2

計画給水人口が 5,000 人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう（水道法 3 条 3 項）。施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものである。

■ 給水原価（きゅうすいげんか） P.18

有収水量 1m^3 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費）／年間総有収水量（円／ m^3 ）。供給原価ともいう。

■ 給水人口（きゅうすいじんこう） P.5

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口[計画給水人口]（水道法 3 条 11 号）をいう。

■ 供給単価（きょうきゅうたんか） P.18

有収水量 1m^3 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。給水収益／年間総有収水量（円／ m^3 ）。給水単価ともいう。

■ 凝集処理（ぎょうしゅうしより） P.9

水に混ざっている不純物を、硫酸アルミニウム、PAC（ポリ塩化アルミニウム）などの薬品を添加して、フロック（集合体）を作り、水から分離しやすくする方法。

■ 緊急遮断弁（きんきゅうしゃだんべん） P.14

地震や管路の破裂などの異状を感知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や重錘または油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブをいう。

■ 空気揚水筒（くうきょうすいとう） P.9

湖沼、貯水池の水質改善対策を目的として表層水と下層水を混合するための装置をいう。貯水池等に設置した筒状の装置内に間欠的に空気を送り込むことによって水流を起こすもので、低層部の低酸素水塊の解消や表層部の藻類増殖の抑制に効果がある。

■ グローバル（ぐろーかる） P.32

「グローバル」と「ローカル」を合わせた新造語。地球規模で考えながら、自分の地域で活動するという考え方。

■ 経年化管路（けいねんかかんろ） P.11

布設後、相当年数経過した水道管のこと。一般に使用年数の経過とともに劣化し、漏水事

故発生危険が高くなるほか、赤水発生や出水不良の原因となる。このため、管路の更新の必要が生じるが、管の材質、水質、管内流速、埋設環境によって異なり、経年管が必ずしも管路更新の必要となる「老朽管」とは一致しない。

■ 減価償却費（げんかしょうきやくひ） P.16

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

■ 高度浄水処理施設（こうどうじょうすいしよりしせつ） P.9

通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色度、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤などの処理を目的とした浄水処理施設の総称。

生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処理）などがある。

特に、異臭味物質の除去を目的とした活性炭処理やオゾン処理は、原水水質の悪化に伴い各地で導入されている。

＝ さ行 ＝

■ 残留塩素（ざんりゅうえんそ） P.9

水中に塩素を注入することによって水中に残留した有効塩素をいい、次亜塩素酸などの遊離有効塩素（遊離残留塩素）とクロラミンのような結合有効塩素（結合残留塩素）に区分される。衛生上の措置として給水の残留塩素を遊離残留塩素として 0.1mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4mg/L）以上保持するよう規定している（水道法施行規則 16 条）。快適水質項目としての目標値は 1mg/L 程度以下である。

■ 資本的収支（しほんてきしゅうし） P.17

収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主に建設改良及び企業債に関する収入及び支出が該当する。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。資本的収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補てん財源で補てんするものとされている。

■ 収益的収支（しゅうえきてきしゅうし） P.16

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、土地物件収益、受取利息な

どを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息、減価償却費などを計上する。

■ 受水（じゅすい） P.7

当該水道事業体の原水の不足などのために、水道用水供給事業から浄水を受けること。また、水道事業者から供給される水を水槽などに受けることも「受水」という。

■ 小規模貯水槽水道（しょうきぼちよすいそうすいどう） P.8

厚生省で定めた飲用井戸等衛生対策要領の中で用いられた用語で、水道事業の用に供する水道または専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽（受水槽の容量が10m³以下）を有する施設をいう。

■ 垂直統合（すいちよくとうごう）

用水供給事業体を核とした末端給水事業体との事業統合をいう。水の流れの上流側の事業体と下流側の事業体が統合する形態なのでこのような呼ばれ方をする。対して、末端給水事業体同士の事業統合は水平統合という場合もある。

■ 水道事業（すいどうじぎょう）

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう（水道法3条2項）。

■ 水道ビジョン（すいどうびじょん）

厚生労働省より示された我が国の水道が向かうべき方向を示した構想。平成16年度に作成され、平成20年度に改定された。

■ 石綿セメント管（せきめんせめんとかん） P.11

石綿（アスベスト）繊維とセメントを原料とし、整形、養生して管状にした材料。略称はACP。石綿繊維は他の物質と非常に混じりやすいことから整形剤に使用され、安価な水道管材として、特に財政基盤の弱い地方都市などで大量に使用されたが、耐用年数が短く、他の管材料と比べて老朽化したときの強度が著しく低いために、漏水の大きな原因となっている。

■ 送水管（そうすいかん） P.11

浄水場で処理された浄水を配水池などまでに送るための管（管路）をいう。

＝ た行 ＝

■ 耐震性貯水槽（たいしんせいちよすいそう） P.15

「災害時の飲み水を貯める大きなタンク」のこと。地震などの災害時に水道管などが損傷した場合に備えて、緊急用の飲料水を確保することを目的として設置する。

■ 第三者委託（だいさんしゃいたく） P.31

平成 14 年 4 月に施行された改正水道法により、水道事業における管理体制強化方策の一環として、水道の管理に関する技術上の業務を水道事業者及び需要者以外の第三者に委託できる制度をいう。

■ ダクティル鑄鉄管（だくたいるちゅうてつかん） P.11

鑄鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鑄鉄に比べ、強度や靱性に豊んでいる。現在、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所がある。ダクティル鑄鉄管が開発された昭和 30 年（1995）前後までは鑄鉄管が主に用いられていた。

■ 直結直圧給水（ちよっけつちよくあつきゅうすい） P.8

給水装置の末端である給水栓まで、受水槽を経由せず、管で連続して直接給水する方式。近年、建物の中高層化が進むなか、受水槽の衛生的管理の不備による水質悪化が問題となっており、直接給水する高圧給配水システムが有効な手段とされている。一般には、配水管の水圧により給水する方法（直圧給水）であるが、給水する階層が制限されるため、ブースターにより加圧して給水する方法も考えられている。

■ 導水管（どうすいかん） P.11

原水を取水施設から浄水場まで送る管（管路）をいう。

■ トリハロメタン（とりはろめたん） P.9

メタン（ CH_4 ）の水素原子 3 個が、塩素、臭素、あるいはヨウ素に置換された有機ハロゲン化合物の総称。THM と略称される。これらのうち、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの各濃度の合計を総トリハロメタン（TTHM）と呼ぶ。水道中のトリハロメタンは、水道原水中に存在するフミン質などの有機物を前駆物質として、塩素処理によって生成する。水道水質基準は総トリハロメタンとして 0.10mg/L 以下である。

＝ な行 ＝

■ 内部留保資金（ないぶりゅうほしきん） P.17

地方公営企業の補てん財源として使用しうる、企業内部に留保された資金のこと。

■ 認可（にんか） P.6

水道法によって、水道事業を営営するものは厚生労働大臣の認可を受ける必要があり、申

請書に事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

＝ は行 ＝

■ 配水管（はいすいかん） P.11

浄水場において製造された浄水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に輸送する管（管路）をいう。

■ 配水池（はいすいち） P.2

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池をいう。

■ 配水ブロック（はいすいぶろっく） P.31

地形、地勢を考慮して適当な広さに分割すること。給水区域を配水池および配水ポンプを核にいくつかの配水区域に分割し、さらにその中を配水ブロックに分割して、ブロックごとに水量および水圧を管理する。

■ バイオアッセイ（ばいおあっせい） P.15

化学物質の生物に対する影響や効果、あるいはその存在量を、生物の反応によって定量的に測定する方法。多礼浄水場では、原水でメダカを飼育し、行動を観察することで、毒物の混入がないかなどを調べている。

■ PI指標（ぴーあいしひょう） P.7

業務指標（PI=Performance Indicator）とは、水道事業ガイドラインの規格の中枢をなすもので、事業を客観的な数値で示し、様々な角度から分析するための手段である。水道事業全体を網羅した6つの分野（安心、安定、持続、環境、管理、国際）について、137項目の指標を用いて経年比較などを行うことで、業務の状況を定量的に把握し、事業の成果を評価する際に活用するとともに、お客さまにわかりやすく情報を提供するもの。

■ pH（ぴーえっち） P.9

水素イオンのモル濃度（水素イオン濃度）の逆数の常用対数値。ペーハーともいう。pH7は中性、pH7より小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性（塩基性）が強くなる。水道法に基づく水質基準は5.8以上8.6以下であること、また、快適水質項目としての目標値は7.5程度とされている。水の基本的な指標の一つであり、理化学的水質、生物学的水質、浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子である。測定法は比色法とガラス電極法（pH計）がある。

■ 富栄養化（ふえいようか） P.9

湖沼のような閉鎖的な水域において、人為的な排水による栄養塩類（N、P など）の流入により、栄養塩濃度が増加していく現象のこと。生産者（植物プランクトン、水草など）、消費者（動物プランクトン、魚類など）、分解者（細菌など）の物質循環によって、水中の溶存物（とくに栄養塩類の増加）による植物プランクトンなどの生物生産が増加し、赤潮などが発生する。

■ 福岡地区水道企業団（ふくおかちくすいどうきぎょうだん） P.2

福岡都市圏の6市7町1企業団1事務組合（福岡市、筑紫地区：大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、糟屋地区：古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、久山町、宗像地区：宗像地区事務組合、糸島市）により構成され、福岡都市圏への水道用水供給事業を行っている。

■ 北部福岡緊急連絡管（ほくぶふくおかきんきゅうれんらくかん） P.7

福岡県西方沖地震のような自然災害、あるいは施設事故やテロなどの緊急事態に対する危機管理対策として、緊急時に水道用水を相互に融通することを目的に、北九州市と福岡都市圏を結ぶ緊急時用連絡管。緊急時に迅速に給水を行うためには、維持管理上、平時にも連絡管内に常に一定の水道水を流しておく必要がある。

= ま行 =**■ 末端給水事業（まったんきゅうすいじぎょう）**

需要者の蛇口まで水道水を供給することを末端給水といい、この末端給水を行うことを目的とした事業を慣用的に末端給水事業と呼んでいる。

■ マッピングシステム（まっぴんぐしすてむ） P.23

コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術。地図情報である図形データだけではなく、管路の口径、管種、埋設年度など、属性情報の文字または数値データをデータベースとして格納し、管理図面の保管、検索、補修正のほか、送配水施設の適切な維持管理や更新計画立案あるいは設計計画に対しても多角的、効率的な利用を図る総合的な情報システム。

■ 無効水量（むこうすいりょう） P.28

使用上無効と見られる水量のこと。配水本支管、メータより上流部での給水管からの漏水量、調定減額水量、他に起因する水道施設の損傷などにより無効となった水量および不明水量をいう。

■ 宗像地区事務組合（むなかたちくじむくみあい）

宗像地区事務組合は、関係市（宗像市及び福津市）が行う事務の一部を共同処理する目的で、宗像地区の一部事務組合である宗像地区水道企業団、宗像地区消防組合、宗像自治振興組合及び宗像清掃施設組合を統合し、平成19年4月1日に設立された。なお、水道事業については、平成22年4月より関係市（宗像市及び福津市）が行う末端給水事業を統合し、新しい水道事業体としてスタートしました。

＝ や行 ＝

■ 有収水量（ゆうしゅうすいりょう） P.5

料金徴収の対象となった水量および他会計等から収入のあった水量。料金水量、他水道事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消防用水などで、料金として徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量をいう。

■ 用水供給事業（ようすいきょうきゅうじぎょう）

水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対して、水道により、水道事業者にその用水を供給する事業をいう。

＝ ら行 ＝

■ 粒状活性炭（りゅうじょうかつせいたん） P.9

粒状活性炭は破碎炭と、粘結剤を用いて球形や円筒形に形成した成型炭に分類できる。原料は石炭系、木炭（ヤシガラ）系などのものがあり、水処理の活性炭は水蒸気賦活で製造され、粒径が0.5～2.5 mm程度のものが多く用いられている。



宗像地区事務組合（水道事業）

〒811-3507 宗像市多禮 298 番地

TEL 番号 : (0940)-62-0031 (代表)

FAX 番号 : (0940)-62-1970

<http://www.munakatajimu.or.jp/>



宗像地区事務組合

水道ビジョン 2020